

人間生活学研究科博士後期課程博士論文の評価基準

博士論文として満たすべき水準

上記の博士論文審査基準の項目を満たすものとする。

博士論文審査基準

1. 国内外及び関連ある他の学問領域の文献により、研究テーマに関する概念や知識が十分に精査、検討され、研究との関連性や重要性が明示されている。
2. 専攻領域における研究の意義・貢献が明確に示されている。
3. 研究目的が明確であり、研究目的を達成するための適切で妥当な研究方法が示されている。
4. 研究結果に基づき、論文全体として、論理性・一貫性・明確性のある論旨が展開されている。
5. 研究全過程において倫理的配慮が十分なされている。
6. 研究成果に独創性・新規性・発展性がある。

審査体制

学位審査委員会の委員は、主査(主研究指導担当教員)1名及び副査2名以上4名以内とし、原則として、本研究科の専任教員とする。ただし、研究科委員会が必要と認めたときには、本研究科の専任教員以外の教員を副査とすることができる。また、研究科委員会は、博士論文の審査にあたって必要があるときは、他の研究科、他の大学院、研究所等の教員等を論文審査委員会の副査に加えることができる。

審査方法

学位審査委員会は、博士論文審査基準に基づき博士論文の審査を行う。博士論文の審査に先立ち開催される公聴会において、学生は論文を発表する。論文の審査は、公聴会の内容も参考に、学生のプレゼンテーションと質疑応答に基づいて行われる。